亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第45号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成17年亀山市規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第20条 成績率は、次の各号に掲げる	第20条 成績率は、次の各号に掲げる
職員の区分に応じて、当該各号に掲げ	職員の区分に応じて、当該各号に掲げ
る割合の範囲内で、任命権者が定める	る割合の範囲内で、任命権者が定める
ものとする。	ものとする。
(1) 再任用職員以外の職員 100分	(1) 再任用職員以外の職員 100分
<u>Ø 2 0 0</u>	<u>Ø190</u>
(2) 再任用職員 100分の95	(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>

附則

この規則は、公布の日から施行する。